

◇番号	201507
◇研究機関名	東京工業大学
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b> 平成25年6月に元教授の研究室に所属していた元学生の母親から当該元学生への給与支給に関する照会があり、学内調査を開始。その結果、研究費の事務処理上の問題があった可能性が高いことが発覚。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b> 予備調査による関係書類の確認の結果を受け、調査委員会を設けて調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p><b>【調査体制】</b> 調査委員会①（学内委員12名、学外委員1名（弁護士1名））、調査委員会②（学内委員2名、学外委員3名（弁護士2名、公認会計士1名））を設置して調査を実施。</p> <p>※平成27年3月に一度調査結果を報告したものの、引き続き、警察の捜査、裁判等の動向を見ながらの調査期間が長期にわたったことや新たな事実の判明などもあったことから、専門的知識を有する者の調査委員への参加の充実を図るなど改めて調査委員会を設置したため委員会が2部構成となっている。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 平成25年7月～平成28年3月</li> <li>・調査対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 取引業者であるA社との取引における全ての経費（但し、文書の保存年限経過のためデータ・証憑類が保存されていないものを除く、平成20年1月～平成25年12月までの総額138,179,493円）</li> <li>(2) 取引業者であるB社との取引における全ての経費（但し、証憑類は保存されていないが警察が捜査した期間を含む、平成16年4月～平成26年4月までの総額46,795,620円）</li> <li>(3) 上記以外の元教授の研究室の物品購入にかかる経費</li> <li>(4) 当該研究室の非常勤職員の雇用にかかる経費</li> </ul> </li> <li>・調査方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該研究室関係の書類の精査</li> <li>(2) 元教授、准教授、元秘書、助教及び関係する教員との面談調査</li> <li>(3) 業者の営業担当者との面談調査</li> <li>(4) 本学の納品データと業者の売掛金明細等との突合</li> <li>(5) 公判記録等の内容精査 など</li> </ul> </li> </ul>
◇調査結果	<p><b>【不正の種別】</b> 架空請求（預け金、架空雇用）</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動機、背景 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 架空請求（預け金）〈平成16～24年度〉 元教授は、大学の調査委員会に対して「平成20年3月に研究室が移転することとなり、その費用捻出のためにA社と結託して「預け金」処理を始めた。」と証言していた。しかし、供述調書及び添付資料によると、取引業者に対する「預け金」処理は、年度内に使い切れない研究費を次年度に使用する目的で昭</li> </ul> </li> </ul>

和 60 年・61 年頃に元教授が B 社に相談を持ちかけたことで始まった。

(2) 架空請求 (架空雇用) (平成 16~23 年度)

当該研究室の非常勤職員 (被雇用者) の「架空雇用」について、雇用されていたとされる者は、平成 16 年 5 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の間、勤務実態が無いにも関わらず雇用経費・用務は変遷するものの継続して雇用の手続きがなされ、給与が被雇用者の本人名義の口座に振り込まれていたことを、大学で保有する書類等 (労働条件通知書、源泉徴収票、賃金台帳等) で確認した。

しかし、当該被雇用者からは「雇用に必要な書類は元秘書が作成しており、勤務の実態も一切無く、給与振込の口座の通帳、印鑑、キャッシュカードは元秘書が管理していた。元秘書からは、元秘書の超過勤務分にかかる賃金を別口座に振り込んでもらうために銀行口座の開設を依頼された。」という申し立てがあった。なお、名義を貸した被雇用者及び元秘書の両名ともに、当該元秘書が実際に本学から振り込まれた給与を取得していたことを認めている。

・手法

(1) 架空請求 (預け金)

元教授は、元秘書及び業者と共謀して虚偽の会計書類を作成し、大学から業者に支払わせることにより、長期にわたって多額の「預け金」を作っていたものであり、検収は行われているものの、預け金処理がなされているものは、検収後に物品を持ち帰ることによる納品物の反復使用により行われていた。さらに「預け金」の一部は現金で還流を受けるなど私的に流用していた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途 (私的流用の有無)

資金の種類	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金・科学研究費助成事業	32,751,699 円	1 人
研究拠点形成費等補助金	2,025,749 円	1 人
大学改革推進等補助金	767,242 円	1 人
科学技術試験研究委託事業	769,072 円	1 人
独立行政法人からの受託事業	23,369,640 円	1 人
民間企業等との共同研究経費	4,776,899 円	1 人
運営費交付金	12,035,540 円	1 人
計	76,495,841 円	1 人 (実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

(私的流用の有無)

私的流用については、「預け金」の一部は現金で還流を受けるなど私的に流用していたものであったと認定するが、複数の研究費等により預け金処理がなされているため、私的に流用された財源及び金額を特定することはできない。

(2) 架空請求 (架空雇用)

元秘書が虚偽の勤務報告等を行うことにより、勤務実態のない非常勤職員の給与を振り込ませ、不正に取得していた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途 (私的流用の有無)

資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金・科学研究費助成事業	6,155,831円	1人
独立行政法人からの受託事業	4,246,635円	1人
民間企業等との共同研究経費	255,038円	1人
運営費交付金	491,196円	1人
計	11,148,700円	1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

**（私的流用の有無）**

雇用に必要な書類は元秘書が作成しており、勤務の実態も一切無く、給与振込の口座の通帳、印鑑、キャッシュカードは元秘書が管理しており、本学から振り込まれた給与分を当該元秘書が実質的に取得していた。

**【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】**

**（１）架空請求（預け金）**

平成20年度以降の取引については見積書、納品書、請求書の証憑類を保有し、平成16年度～平成19年度は証憑類を破棄しているものの業者への支出が記録された電子データを保有していたので、これら証憑類及び公判記録等で確認した結果、平成16年度以降、「預け金」がなされていたと認定した。

**（２）架空請求（架空雇用）**

当初、賃金台帳に基づいて確認できる平成18年12月～平成24年3月までの分の支給額を確認したうえで、平成20年1月支給分以降の6,405,288円の額で告訴していたが、その後、源泉徴収票の存在が確認できたことにより、平成16年の採用当初から総額で11,148,700円が振り込まれていたことを確認し、その全額が「架空雇用」にかかる支出であったと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

**【発生要因】**

**（１）架空請求（預け金）**

- （ア）悪意ある教職員による預け金処理であり「教職員の意識」の欠如があった。
- （イ）教員発注の制度を悪用して取引業者と共謀し実行されたものであるが、取引業者に対する牽制となる「誓約書の徴取」の不完全さがあった。
- （ウ）平成25年1月1日以降全品検収を実施してきたが、納品物の反復使用により検収員を欺いていたものとはいえ「検収制度」の不完全さがあった。

**（２）架空請求（架空雇用）**

当時、研究室非常勤職員の雇用にあたっては、研究室で採用面接を行っていた。事務職員は、研究室から提出された採用関係書類に遺漏がないことを確認し、採用手続きを行っていた。また、毎月の勤務時間報告については、研究室で取りまとめ、学内便で提出された勤務時間報告書を受けて給与支給手続きを行っていた。これらの状態は、研究室で勤務する非常勤職員の雇用や給与支給に関わる確認を、直接人事担当職員が確認することがなかったものであり、関係書類を容易にねつ造できる環境にあったことが要因であった。

**【再発防止策】**

**（１）架空請求（預け金）**

平成 26 年 3 月の「研究費の不正防止のための当面の取組方針」を踏まえつつ、平成 27 年 3 月にこれまでの不正防止計画を見直し、上記リスクに対して検収機能の強化策等の措置を既に講じており、今後も取組を確実に実施していく。

(強化策)

○検収制度の強化，教員（研究室）と業者の癒着防止に向けた取組の強化

教員が発注できる契約金額の上限を 50 万円に引き下げると共に、大学に誓約書を提出していない業者との取引はさせない。既に全品の納品確認を実施している検収センターでは納品検査時にマーキングを行い<sup>(注)</sup>、更に持ち帰りを防止するために出口での確認を行う。

(注) マーキングは 1 万円以上の物品で、薬品類を除く。薬品類は、別途薬品管理システムを用いて管理。

○取引業者への牽制の強化等

1) 次の事項を遵守する誓約書の提出を求め、提出されない業者とは取引をしないことを徹底する。

- ・大学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査，その他調査等において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は，取引停止を含むいかなる処分を講じられても意義がないこと
- ・大学の職員等から不正な行為の依頼等があった場合は，大学に通報すること

2) 「預け金」に加担していないことの表明・確約書の一定期間毎の提出を求める。

3) 不正使用に加担した場合の措置の強化として，最長 24 月の取引停止，業者名の公表や損害賠償の請求等を行うことを明確にした。

○大学における研究費使用者すべての意識向上に向けた取組

コンプライアンス意識の向上を図り，行動規範に則って活動することを徹底し，研修会や説明会への参加，誓約書の提出を公的研究費の応募・予算執行等の条件とした。

○防止計画の推進体制の強化

不正防止計画の推進を図る部署として「教育研究資金適正管理室」を設けている。当該室の事務を担う専任の職員を配置する，部局長の契約状況のモニタリングシステムの整備など体制の強化も図っており，今後は，不正防止計画の実施状況をフォローアップし，必要に応じて見直し方策を検討する。

(2) 架空請求（架空雇用）

○非常勤職員の採用面接には事務職員が参加し，採用に係る書類は採用予定者本人から事務職員が直接受け取り，毎月の勤務報告についても非常勤職員各人自らが事務職員に提出することとしている。

○研究室内の経理関係事務の集約化に着手し，非常勤職員のチーム体制での経理処理，相互チェックを可能とする環境の整備に努めている。

<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の処分 <ul style="list-style-type: none"> <li>大学院生命理工学研究科 元教授 「懲戒解雇相当」(退職手当の返納命令)</li> <li>大学院生命理工学研究科 B准教授 「訓告」</li> <li>大学院生命理工学研究科 元秘書(補佐員) 「懲戒解雇」</li> <li>学長 「報酬の10分の1を3ヶ月自主返納」</li> <li>各理事・副学長 「嚴重注意」ならびに「報酬の10分の1を1ヶ月自主返納」</li> </ul> </li> <li>不正使用に関与した業者に対しては、A社:24か月(平成27年2月13日~平成29年2月12日)、B社:9か月(平成26年11月17日~平成27年8月16日)の取引停止処分を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※A社、B社に対する取引停止期間が異なるのは、取引停止措置の理由とする根拠規定(国立大学法人東京工業大学における物品購入契約に係る取引停止)の適用条項が異なるため。</li> </ul> </li> <li>・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>直接不正使用に関与していた元教授は、調査開始以前に退職(平成25年3月)している。</li> </ul> </li> <li>・刑事告発 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 架空請求(預け金) <ul style="list-style-type: none"> <li>1) A社 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年2月 警察署に「被害届」を提出</li> <li>平成27年2月 「被害届」の内容を訂正する「答申書」を警察署に提出</li> <li>平成27年3月 A社への預け金処理について「不起訴処分」が確定</li> </ul> </li> <li>2) B社 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年11月 元教授及びB社の関係者を被告訴人とする「告訴状」を提出</li> <li>平成27年2月 公判開始</li> <li>平成27年7月 判決(執行猶予付き有罪判決)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 架空請求(架空雇用) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年12月 元教授及び元秘書を被告訴人とする「告訴状」を提出</li> <li>平成27年3月 非常勤職員の架空雇用について「不起訴処分」が確定</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・本件の公表状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年11月15日 記者会見を行い、研究費の不正使用(預け金)にかかる告訴について公表(氏名公表あり)</li> <li>平成26年1月10日 記者会見を行い、元教授を含む関係者に対する処分等を公表</li> <li>平成27年3月27日 記者会見を行い、「教育研究資金不正防止計画」の策定について公表</li> <li>平成27年7月15日 「元教授の研究費不正使用に関する判決について」東京工業大学ホームページに公表</li> <li>平成28年4月5日 調査結果について、東京工業大学ホームページに公表(氏名公表あり)</li> </ul> </li> </ul>
-------------------------	--